

高額療養費 ☆ 第3弾 ☆

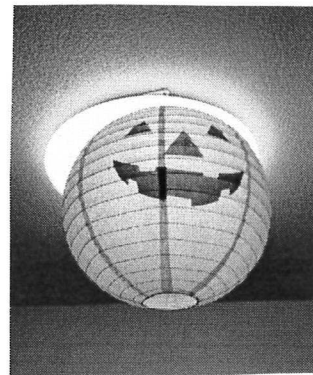
いつもお世話になっております。

ついに先日 ハロウィン！でしたね ♪

当所でも いただいたお菓子を、ささやかなからハロウィンイベントを開催致しました。(右写真はその飾りです ☆)

お菓子を食べるイベントはバガ癒されますね ☺

さて、高額療養費 第3弾〈多数該当〉についてです。



所員全員で
衣装(ちびと)を
しました。
もちろん、ズイムも...。

〈多数該当〉とは...

ムシマル通信 354号参照。

① 同一世帯で

② 直近12ヵ月間(当月を含む)に

③ 3回以上の高額療養費の支給を受けている場合に

④ 4回目からの負担上限額がさらに下がる 仕組みのことです。

たとえば、70歳未満で一般の方の場合、

ムシマル通信 353号参照。

4回目以降の自己負担客額は ¥44,400(定額)になります。

このように、高額療養費と一口にいても、それぞれのケースで限度額が変わってきます。

ご自分の世帯の医療費が高額療養費制度の上限額を超えていないか再度確認なさっては いかがでしょうか。